

## 要 望 書

名古屋市におかれましては、日頃より障害者福祉の向上に御尽力いただきありがとうございます。

さて、愛知県では、平成27年に「愛知県障害者差別解消推進条例」を制定し、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指しております。

この実現に向け条例では、基本理念の一つに「県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。」が定められています。

そして、障害者基本法に基づき設置されました本審議会においても、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法並びに県の条例の趣旨を踏まえ、障害の有無に関わらず、分け隔てられることなく、だれもが排除されない社会の実現に向けて取り組んでおります。

貴市が、現在、計画を進めておられます「名古屋城天守閣整備事業」において、エレベーターを設置しない方針を示されたことは、上記条約、法令の理念に反し、障害者差別解消法で禁じられている不当な差別的取扱いになるおそれがあると本審議会でも意見が出ております。

このため、当事者の方々と十分に協議をしていただき、障害者、高齢者等を含むすべての人が、安心して利用できる名古屋城木造天守閣の実現を目指していただきますようお願い申し上げます。

平成30年10月2日

名古屋市長 河村たかし 様

愛知県障害者施策審議会

会長 川崎 純夫